

平成十三年三月十九日
規 第 十 五 号

(設置)

第一条 東北大学(以下「本学」という。)に、本学における男女共同参画を推進するため、東北大学男女共同参画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第二条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 男女共同参画の現状の自己評価及びその公表に関する事項
- 二 男女共同参画の推進のために必要な啓発活動に関する事項
- 三 その他男女共同参画に関する重要事項

(組織)

第三条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総務・企画担当の副総長
- 二 各研究科の教授、助教授又は講師 各一人
- 三 各附置研究所(東北アジア研究センターを含む。)の教授、助教授又は講師 三人
- 四 留学生センターの教授、助教授又は講師 一人
- 五 学生相談所の所長又は相談員 一人
- 六 総務部長

2 男女いずれか一方の委員の数は、当分の間、委員の総数の十分の三未満であつてはならない。

(委員長及び副委員長)

第四条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総務・企画担当の副総長をもって充て、副委員長は委員の互選によつて定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委嘱)

第五条 第三条第一項第二号から第五号までに掲げる委員は、総長が委嘱する。

(任期)

第六条 第三条第一項第二号から第五号までに掲げる委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(資料の提出その他の協力)

第七条 委員会は、その所掌事項を遂行するため必要があるときは、部局の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは、部局の長以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、事務局総務部において処理する。

(雑則)

第九条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成十三年四月一日から施行する。